

つくろう!つかおう!

NISA

始めるチャンス!!



キャンペーン

2019年

7月1日月 ▶ 12月30日月

職場積立NISAも
対象です

個人投資家向けの税制優遇制度であるNISA。
今なら、NISA口座の開設や利用をされた方にお得な特典があります。
ぜひ、この機会にNISA・ジュニアNISA・つみたてNISAをはじめてみませんか?

期間中にNISA口座を開設されたお客さま

NISA

非課税期間

最長5年間

投資上限額

[年間] 120万円

つみたてNISA

非課税期間

投資した年から最長20年間

投資上限額

[年間] 40万円

ジュニアNISA

非課税期間

最長5年間

投資上限額

[年間] 80万円

もれなく

現金500円プレゼント!

※プレゼントは、NISA口座開設が確認できたお客さまの投資信託の指定預金口座へ順次ご入金いたします。※NISA口座の開設には一定期間を要しますのでご注意ください。

+ さらに

期間中にNISA口座を開設され、以下のいずれかのお取引をいただいたお客さま

お取引の内容	抽選口数	
NISA口座で積立サービスを申込み、 かつ期間中に初回購入(月額合計)	1,000円以上 5,000円未満	1口
	5,000円以上 10,000円未満	2口
	10,000円以上	3口
NISA口座で投資信託を累計10万円以上購入	3口	

抽選で
100名さまに

現金10,000円プレゼント!

※キャンペーン期間中にNISA口座を開設され、2019年のNISA口座非課税枠を使って投資信託を購入されたお客さまが対象です。

(キャンペーン終了時点でNISA口座に残高のないお客さまは対象外となります。)

※キャンペーン期間終了後に抽選を行い、当選者さまの投資信託の指定預金口座へご入金いたします。

〈中京〉の投信積立サービスなら
定期的(毎月)に
一定額(1,000円~)の投資信託を
自動的に購入できます

- POINT 1 長期でコツコツムリなく投資**
- POINT 2 投信のタイミングを分散**
- POINT 3 ドル・コスト平均法により、平均購入単価を引き下げる効果も期待できます**

投資信託をお申込みの際は、次の点にご注意ください。

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●当行で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は、信託財産に組み入れられた有価証券(株式・債券など)の価格の変動、その有価証券などの発行者の信用状態の変化、金利や為替相場の変動などにより、基準価額が変動しますので、お受取額が投資元本を下回ることがあります。詳しくは、各商品の最新の交付目論見書などをご確認ください。

●投資信託の代表的な手数料などは以下のとおりです。これらの手数料などはファンド・お申込み金額などにより異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各ファンドの手数料などの詳細は各商品の最新の交付目論見書などをご確認ください。(1)お申込時:お申込手数料がかかるファンドがあります。お申込手数料には消費税がかかります。(2)運用期間中:信託報酬が日々信託財産から差し引かれます。また、その他監査報酬・有価証券売買時の売買委託手数料・組入れ資産の保管費用などの諸費用などが差し引かれます。(3)換金時:信託財産留保額・換金手数料がかかるファンドがあります。●一部のファンドについては信託期間中に中途換金できないものや特定日にしか換金申込みができないものがあります。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は当行がお申込みのお取り扱いを行い、投資信託委託会社が運用を行います。●当資料は当行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。●投資信託のご購入の際は、当行担当者より最新の交付目論見書などを交付し、商品内容・リスク・費用などについてご説明させていただきます。内容をご理解のうえ、ご自身でご判断ください。●最新の交付目論見書は、当行の本支店窓口などの投資信託販売窓口にてご用意しております。

NISA口座(一般NISA・つみたてNISA)に関する留意事項

●当行がNISA口座において取り扱っている商品は公募株式投資信託のみです(つみたてNISAは当行が指定するつみたてNISA専用商品に限ります)。●一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。変更される場合は、原則暦年単位となります。●非課税枠の上限は毎年一般NISAが120万円、つみたてNISAが40万円です。保有している商品を一度換金すると再利用はできません。また、非課税枠を翌年以降に繰越すことはできません。●特定口座などで保有している投資信託をNISA口座へ移管することはできません。●NISA口座での損失は損益通算や繰越控除ができません。●元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISAのメリットを享受できません。●つみたてNISAでは、定時定額契約をお申込みいただき、定期・継続的な方法での買付けに限られます。●つみたてNISAでは、ロールオーバーの受入れはできません。●つみたてNISAでは、買付けた投資信託の信託報酬等の概算値は、原則として年1回通知されます。また、法令により、つみたてNISAを開始された日から10年後の「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。同日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISAでの買付けを停止させていただきます。

ジュニアNISA口座に関する留意事項

●ジュニアNISA口座は、口座開設後の金融機関の変更はできません(廃止後の再開は可能です)。●当行がジュニアNISA口座において取り扱っている商品は公募株式投資信託のみです。●非課税枠の上限は毎年80万円です。保有している商品を一度換金すると再利用はできません。また、非課税枠を翌年以降に繰越すことはできません。●特定口座などで保有している投資信託をジュニアNISA口座へ移管することはできません。●ジュニアNISA口座での損失は損益通算や繰越控除ができません。●元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、ジュニアNISAのメリットを享受できません。●18歳まで(※)は、原則として払い出すことができません。それ以前に払い出す場合は、ジュニアNISA口座は廃止され、災害等の場合を除き過去に非課税とされた配当金等や譲渡益に対して課税されます。※3月31日時点で18歳である年の前年12月31日まで払い出しが制限されます。(例:高校3年生)

(注)上記内容は2019年6月現在の法令などに基づいて作成しています。今後の法令改正などによって内容が変更になる場合があります。

まずはお気軽にご相談ください!

NISA口座の開設の際はマイナンバーの告知が必要となります。
※詳しくはお尋ねください。

 **中京銀行**
<https://www.chukyo-bank.co.jp>

商号等/株式会社中京銀行
登録金融機関 東海財務局長(登金)第17号
加入協会/日本証券業協会

個人営業部資産運用グループ

0120-68-0892

受付時間/銀行営業日 9:00~17:00

(2019年7月1日現在)

お問い合わせは